

コミュニティ広場等設置に伴う 固定資産税等の減免に関する要領

この要領は、民間休閒地利用によるコミュニティ広場等の設置基準を定める要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づく固定資産税等の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 減免することができる土地は、半田市市税条例第65条第1項第4号の規定に基づき、要綱第2条の要件を備えたもので、市長が設置を認めたものとする。
- 2 減免を受けようとする者は、区長を通じ固定資産税等減免申請書（別記様式）に要綱第4条により通知のあった「広場等設置承認決定通知書」の写しを添付し、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、固定資産税等減免申請書が提出された場合は、広場等の設置を承認した日以後に到来する納期に係る税額について、次の割合によって、それぞれ求めた面積の合計額に相当する税額を減免することができるものとする。

コミュニティ広場	ゲートボール場
<ol style="list-style-type: none">1 .面積が3,300㎡以下の部分は、当該面積の全部2 .面積が3,300㎡を超え5,000㎡未満の部分は、当該面積の1 / 2	面積が1,200㎡以下の部分は、当該面積の全部

- 4 市長は、速やかに減免の可否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 5 土地所有者が、要綱第2条の(1)の要件を途中で解消した場合は、解約した日からその効力を喪失するものとし、以後に到来する納期に係る税額を徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない事由と認めた場合は、この限りではない。

別記様式

固定資産税等減免申請書

年 度	固定資産税・都市計画税		期 別	減免申請額	摘 要
	種 別	税 額			
	土 地		1		
			2		
			3		
			4		
減免申請の理由					
<p>上記のとおりでありますから、半田市市税条例第65条第1項第4号の規定によって固定資産税等を減免してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>半田市長 殿</p> <p style="text-align: center;">(申請者)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					